

象にしていなかつた官行造林というものは、そういうものを対象にしないで、主として、まあ端的に申し上げますと、里山の経済的な林、山というものを対象にして契約を進めてきたのであります。が、三十一年に法律を改正いたしまして、水源地帯の造林というものが、非常に保全上あるいは水資源の確保という点で重要でありますので、対象地をそういうものに転換するといふこと、あわせて水源地域の私有林にこの仕事ができるということに法律を改正したのであります。が、法律改正以前の三十一年七月までの契約の状況を見てみますと、十町歩以下といふふうな、非常に小面積の契約というものは件数でわざかに二件しかない。で、十一町歩から五十町歩までの範囲のものが百十一件、五十一町歩から百町歩未満が五百四件、百一町歩以上が九百八十七件という工合に、当時おきましては非常に大きい契約を対象にいたしまして、しかも里山というものを中心にして事業をやつて参ったのであります。ところが、三十一年八月以降現在まで水源林というものを対象にするということに相なりました関係で、その契約の状況は十町歩以下の契約が十四件、五十町歩未満が四百三十五件というふうに、前と比べまして非常に一件当たりの契約面積が小さいところに主力といいますか、対象が大きく移ってきたといふ現状に相なつておるのであります。これと、はなはだ申しわけないのですけれども、六ページを

模別に考えてみますと、総体の面積が二十三万二千町歩残されておるのであります。が、これに対しまして、件数としては一万四千件くらいの契約をしなければならないようになっておるのであります。そこで内訳は、五町歩から十町歩未満というふうな非常に小さいものが一万七百件、率にして七〇%が非常に大きいものはもう從来と違つて非常に小さく激減するというふうな形に、今後この水源林造林という仕事が移るという段階に相なつたのであります。

次に、また返りまして、第三ページをごらん願いますと、官行造林という仕事を始めまして、その伐採とか収穫はどういうふうに最近なつてゐるのかといふのが三ページにあるのであります。で、最近におきましては主伐と由来しまして、これは計画的な伐採年数が、時期が来たというものは比較的小なくして、町村の事情等によりましてまだ二、三年早いがまあどうしてみると、きましまして伐採するものが、大体四十億、間伐の材積が二十四万立方メートル、金額にして五億四千万、合わせまして七十万立方メートル、金額にして二十億四千九百万円ばかりが三十四年で、度には收入としてなつたのであります。で、この二十億四千九百万円の半分が国に入り、半分が市町村に入るという状況になつておるのであります。で、第四ページにおきましては官行造林が始まりまして最近までにどれだけの経費を投じたかということを機械的に出しておるのであります。約九十一億円というものを投じておるのであります。

す。で、大正十一年から始まりました。関係で三十六年度からほんとうに計画的な伐採ができるわけでありまして、それがどういうふうに推移するかといふ点は第五表をごらん願いたいと思うのであります。「今後の官行造林の実施計画」三十六年度をごらん願いますと、主伐におきましては材積で九十九万五千立方、間伐で三十三万立方、合わせまして百三十一万立方というふうに、三十四年度あたりの約倍に達する伐採が始まりまして、金額にいたしまして四十五回余のものが期待できる。それが漸次増加いたしまして、昭和四十四年度、一番下の欄にありますが、主伐、間伐合わせて百五十七万立方メートル、金額にいたしまして六十四億円というふうなものが期待できるわけでありまして、四十五年度以降も大体四十四年度ぐらいの金額が継続して売り払われることになるというふうに考えておるのであります。従いまして、来年度からは市町村に二十二、三億から漸次ふえまして三十一、二億円のものが町村にも入り、國にも入るという成果を生むということに相なつてきましたのであります。

で、そういたしますと、この官行造林をどういうわけで廃止するのかといふ問題であります。これは廃止するといたしましても第一表で御説明申し上げましたように三十万町歩も造林を終わつておるのでありますから、この造林を終わつたものに対しまする売り払いのための調査の仕事、あるいは手払いの仕事、それから最近植えましたものの手入れの仕事、あるいは害虫駆除その他の仕事は、從来通り営林署の機構でやっていくわけでございきま

すが、三十六年度から新たに植えますものは、この官行造林の仕事としないで別の機構でいきたい、ということを考へておるわけでござります。その題旨いたしましたところは、第二表、第六表で申し上げました通り、今後契約してしまして植えます土地、というものをが、十町歩未満というふうな非常に小さな圃地になつて參りまして、しかもたしまして水源地域でありますので、奥地に分散されてこれが出てくるというふうな關係からいたしまして、從来のようになに営林局署が造林の仕事をあるいはまた維持、管理の仕事をみずから責任を持つてやつていくということは、こういう性格から、実態からいたしまして非常に経費もかかる、あるいは手間その他も非常にかかる、得策ではないといふふうに考えられることが一点であります。で、こういう地帯の造林につきましては、やはり対象面積も小さいといふふうな関係からいたしまして、その土地の所有者に造林あるいは、事後の維持、管理といふものを責任を持つてもららう。しかし、その造林費その他の経費につきましては、國なり國の機関が全面的にめんどうを見てやる。しかして、水源地帯という関係からいたしまして、事業が的確に行なわれるようにも、造林あるいは維持、管理に対しまして、十分指導と監督もできる。しかも、その土地所有者の自由な意思によつて適当でない時期に切つて売つてしまふものをおることが最も適当じやないか、というふうに考へるのであります。

で、森林開発公団は先般御審議を願つて成立いたしました分収造林特別措置法に基づきます原則として、費用負担者という立場に立つていただきたいと考えるのであります。この費用負担者と申し上げますのは、造林に必要な苗木代あるいは植えつけ、手入れ、害虫駆除、火災警報等の一切の経費を公団が支出いたしますして、土地所有者がその金をもらいましてみずから造林する、それで成林いたしましたものを五分五分とか四分六分とかという割合で分け合うという制度でありまして、そういう方法によりますと、この零細な分散化された造林地の造林事業も地元の方々の力によって計画的に、しかも自主的なやり方で造林をしていってもらいたい、というふうになるわけでありまして、そこに非常な合理性が見出されると、うふうに考えておる次第であります。

熊野、劍山両地区につきまして九万五
千ヘクタール余、蓄積にいたしまして
千二百六十九万立方メートルの地域的
開発ができたのであります。九ペーペー
をこらん願ひますと、このできました
公団は災害復旧事業も2にあります通り
実施いたしておりまし、3にあります
いたしまして、三十五年度におきまし
ては両地区を合わせまして大型トラッカ
が大体三万二千台ばかり、小型が三
万七千台で、利用料といたしまして二
千六百五十五万円の利用料が期待でき
るという段階までなつたのであります
す。で、この(2)にありますように、そ
の管理につきましては、管理事務所を
四ヵ所に置きましたして管員七名、保
夫五十六名、監視人三十二名を置きました
して、先ほど申し上げました利用料をま
もちまして林道の維持管理をやってお
るという現状であります。それから次
に、公団はこれらの地区の林道の開設
のほかに、全国にわたりまして重要な
地域としてでなしに、路線としての重
要な林道を実施しなければならないと
いう見地に立ちまして、昭和三十四年
度から関連林道の開設という仕事を実
施いたしております。これだけは
従来やもいたしますと、国有林と民有林
とが一つの流域に併存いたしま
て、両者が協力し合つて、その流域開
発をしなければならないという、大き
い面積にいたしますと一千町歩以上と
いうような大きい流域が全国で四十
八あるわけでありまして、これらは
民有林は補助林道としてやる、国有林
は伐採計画に伴つて国有林の経費でや

るというふうに從来ばらばらにやつておったのでありますて、たとえば入り口の民有林が五年で道をつけるといふ計画のものが、受益者負担金等の関係で七年も八年もあるいは十年もかかる。奥の国有林は切りたくても手もつかぬというふうな問題がありまして、その流域開発が非常におくれるというふうな場合がありますので、その場合にはもう国有林の経費をもちまして民有林、国有林を問わないでその流域開発のための林道を開設する。民有林を切って使う人にその維持費とかそういうものをそのたびに負担していただくという考え方でこの林道を開設いたしまして十五億七千万円余の経費を投じて事業の実行をやつておるのであります。これもこの将来計画にありますように三十六年から三十九年まで実施いたしまして、当初の四十路線というものを開設を終わりたいというように考えておる次第であります。

の一部を改正する法律案につきましての参考資料をお手元にお配りしてあると思ひますので、ごらん願いたいと思ひます。第一ページをごらん願いますと、森林火災国営保険がどういうふうに最近運用されておるのかということを簡単に表にいたしたものであります。これは大正十二年から開始いたしました現在まで続いておるのであります。これの三十四年度のところをごらん願いますと、契約の三十四年度におきます保有高が六万七千七百件、面積が百四十八万七千町歩、保険金額が四百五十九億八千万円余となつておるのあります。年々の保険料收入が二億円あります。それで火災に対します損害てん補の状況が、三十四年度におきましては六百十一件、面積で五百七十四町歩、てん補額が千五百二十万円、業務費といつてしまして約九千万円余、現在保険特別会計の積立金が三十四年度におきまして九億一千万円という状況でございまします。一番右にこの事故率を表示いたしておりますのであります、幼齡林におきまして二十一年当時は一・九九というふうな非常に高い事故率でありましたが、これが漸次減少して参りまして、三十四年度におきましては〇・四一、壮齡林におきましても二十八年度に〇・〇四であります。これは当時壮齡林の事故率は相当低いのだという観点に立って見ておったのであります。現実はややそれよりも高いという形になつておるのであります。これに伴う保険料の改正というふうなものをやつたのであります。この保険に加入しておりますものを面積的に見ますと、大体八割ぐらいが幼齡林であります。二割くらいが壮齡林というふうに概

括お考え願いたいと思うのであります。で、幼齡林、壯齡林を含めました事故率は一番右にありますように、十七年度は一・一九九というのに対しまして三十四年度におきましては〇・三四七という工合に保険の事故といふものは年々減少を見ておるというふうになつておるのであります。

それから第二ページをごらん願いますと、保険料率の計算に使用した事故率(千分比)であります。これは先ほど申し上げましたように火災につきましては、先ほどの資料をもとにいたしまして二十七年から三十三年までの平均を用いまして二十年生以下のものは事故率が平均の〇・九五一、二十一年以上が〇・〇九五、林齢込で〇・八三三という事故率を今後考えていいました。それから氣象災につきましては、二十九年から三十四年までのものを調査いたしたのであります。それによりまして二十年生以下におきましては平均の事故率が〇・八四六、二十一年以上が〇・六〇七、林齢込で〇・七六三、この事故率を採用いたしまして今後の保険の料金等の計算に使っていくというふうにいたしたわけであります。

第三表に、この四月から法律の改正をお願いいたしまして新たに加えようと考えております氣象災害の種類別、年次別の損害額を示しておるのであります。そして、風害におきましては二十九年の九千町歩が被害の区域面積、実損面積が千二百町歩それが三十四年の伊勢湾台風におきましては、被害区域面積が六万町歩、実損面積が八千町歩で、これを平均いたしまして、風害

歩、実損面積が千六百六十三町歩、同じような考え方で水害、雪害、干害、凍害、潮害等もそれ計算をいたしまして、気象災害につきましては一年間の平均の被害区城面積が二万二千七百町歩、一番右の下の欄であります、被害面積が三千五百五十六町歩というふうになつておるのであります。で、これを気象災害の内容的に見ますと、やはり風害が四六・三%を占め、次が干害といふふうに、まず風害が一番大きくなつておるのはあります。灾害として考えられるといふふうにお含みおき願いたいのであります。それから第四に、保険料率の推移を示しておりますのであります。火災保険につきましては、これにありますように、昭和二十三年度に改訂を行ない、二十七年度、三十年度、三十三年度と、いうふうに漸次改訂を加えまして、火災保険だけについて見ますと、大体引き下げの方向に進んで参つておるのであります。ところが、三十六年度においては従来の火災のほかに、先ほど申し上げましたような風水害が加わるわけでありますので、その事故率等を織り込みまして、一番左の欄の昭和三十六年度予定という欄による保険料率で今後進んで参りたいというふうに考えておる次第であります。

のものは、一町歩三万五千円、四十年以上ものものは八十万円、それからカラマツ、広葉樹につきましては、やや下がりまして、五年生以下が三万円、四十年以上は七十万円というふうにいたしまして、その標準をきめておるわけでございます。今後とも当分の間はこの金額をやはり標準にして保険契約を結んでゆきたいというふうに考えております。

それから第六ページをごらん願いますと、損害壊滅補償の規範別件数を出しておるのであります、五百円未満といふ地立会等も求めて被審査定をやるわけありますので、日當にもならぬといふふうな問題もありますので、今後にわきましては、この五百円未満といふようなものは支払いしないというふうにしてゆきたいと考えております。

それから七ページをごらん願いますと、この従来の火災保険に風水害の保険を加えますので、これの経過措置が必要だという問題になるのであります。と申し上げますのは、この國の従来の火災保険は一年間を期限とする契約でもありますのが、どうでなしに五年前あるいは十年間というふうな長期にわたる保険契約もいたしておるわけでありますので、その経過措置が必要になるわけであります。その点1として、「改正法施行後、残存契約期間が三ヶ月未満のもの」、これは従来通り火災だけを対象にするということになりましたが、それが二千九百五十一件、金額にいたしまして十六億円余がそういうこと

ことになります。三ヶ月以上の残存契約期間のあるものが2にあります通り、件数で六万四千七百九十一件、金額にいたしまして四百八十七億円余相なつておるのであります。これを三つに分けまして、昭和三十年三月三十日以前に契約したものが四千五百五件、保険金額は七億八千三百万円余であります、こういうふうに分けましたのは一番右にありますように、「政令による気象災害のてん補割合」というのがこれに関連をするわけでございまして、昭和三十年三月以前の火災保険の料率は、三十六年からやろうとする料率よりもむしろ高かつたというふうな関係にありますので、そういうものに対しましては、風水害についても全額をやはり支払いをしていきたい。それから次のランクのものは、少し当時よりも安かつたわけでございます。現在の三十六年からやろうとするよりも少し安い料率であったわけでござりますので、それは七割、次は五割というようなことにいたしまして、経過措置を講じて参りたいというふうに考えておるわけでございます。

○龜田得治君 そこで、一万円以上と
いうのは一番下に七百九十七件、こう
なつてはいるわけですが、これをもう少
しこまかく分けて、といいますのは、
金額の少ない方はざいぶんこまかくな
っているのだが、実際千円や二千円も
らつたって仕方がないので、だから相
当まとまた金が出ておるような、そ
ういう支払いというものはどんな程度
あるのか、そこら辺のところをもう少
し知りたいと思います。

○政府委員(山崎齊君) 一萬円以上の
ランクを少し分けまして、資料として
提出いたします。

○亀田得治君 それをあとから資料で
いただきますが、たとえば一番最高は
どの程度支払いされておりますか。

○政府委員(山崎齊君) その点も実は
はつきり私も覚えていないのですが、
たとえば一町歩について考えますと、
最高が八十万円というものを保険契約
するわけですから、これが全部全滅し
た場合には、八十万円一町歩について
支払うわけですが、ただ木材四十一年
生というような山におきましては、火
災が入りましてもそれを切って木材に
しました場合に、ある程度の干割れそ
の他で価値が下がるわけですが、価値
はゼロになるわけじゃない。その価
値の差額をこの保険によって支払うと
いうことになるのですから、最高に
つきましてなお調査いたしまして、
実績を十分調査して資料として提出し
たいと思います。

○鶴井志郎君 同じ表についてお伺い
しますが、五百円未満は今後はやめ
る、そういう御説明があつたのです

いただきました。

が、この表で見ると、五百一円から一千円が二十八件あるいは四十六件、今ごろ千円以下がいいのか、二千円以下がいいのか私は知りませんけれども、少なくとも相手方も出てくる、査定する側も出てくる。最小限二人以上の人が出でてくる。そうして千円だ二千円だという支払いも、またおそらく相当の書類を作つて払うということだと思うのですが、どういうものですかね。もう少し支払い限度というものを上げて、ほんとうに保険というものの適正な意味を保険の上に表わすという限度でめたらどういうものでしようか。

○政府委員(山崎晋君) その点はおっしゃる通りの問題があるよう思つておりますが、従来、まず火災保険につきましては五百円未満というようなものも、まあ長い間払つてきたといふようない実績もありますし、それと、國の方の側としましての経費はともかくとしたまゝにして、保険に入つておる森林所有者の日当にはなるというような限度のものは、一応払つてやるといふこともいいのではないかというようなりつもりで、五百円というものを一応考え方ですが、その点もなお十分検討したいと考えております。

○櫻井志郎君 従米やつてきたからやるのだというやり方もあると思いますが、今度新しく気象災害を加えることでもありますし、貨幣価値といふものを考えてみたら、やはり人間の労働といふものは非常にとうといものだから、あまりくだらない小さなものにまで手間ひまかけてやることは、どうも私はよく納得できぬのです。まあ、一度考えてみていただきたいと思う。

それからいま一つは、もう一つの質

府県が出資する金額及び第七条に規定する者が出資する金額の合計額とする。

(出資)

第六条 政府は、八千万円を基金に出资する。

2 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができる。

第七条 次の各号の一に該当する者は、基金に出資することができるのである。

一 漁業生産調整組合

二 水産業協同組合(漁業生産組合を除く。以下同じ。)

三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項(定義)に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合

第十二条 出資者は、持分を共有することができない。

第十三条 出資者は、持分を共有することができない。

第十四条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第十五条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第十六条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第十七条 基金は、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

第十八条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

第十九条 役員は、農林大臣が任命する。

第二十条 理事長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十一条 役員は、再任されることができる。

第二十二条 役員は、常勤の職員は、役員の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

第二十三条 役員は、常勤の職員は、役員の解任となることができない。

第二十四条 役員は、常勤の職員は、役員の解任となることができない。

第二十五条 役員は、常勤の職員は、役員の解任となることができない。

第二十六条 役員は、常勤の職員は、役員の解任となることができない。

第二十七条 役員は、常勤の職員は、役員の解任となることができない。

第二十八条 役員は、常勤の職員は、役員の解任となることができない。

持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができるのである。

第十二条 出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 都道府県及び第七条に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡を受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

2 諸候の譲渡しによる持分の共有の禁止

第十三条 出資者は、持分を共有することができない。

第十四条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第十五条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第十六条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第十七条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第十八条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第十九条 役員は、農林大臣が任命する。

第二十条 理事長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。

第二十一条 役員は、再任されることができる。

第二十二条 役員は、常勤の職員は、役員の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

第二十三条 役員は、常勤の職員は、役員の解任となることができない。

第二十四条 役員は、常勤の職員は、役員の解任となることができない。

第二十五条 役員は、常勤の職員は、役員の解任となることができない。

第二十六条 役員は、常勤の職員は、役員の解任となることができない。

第二十七条 役員は、常勤の職員は、役員の解任となることができない。

第二十八条 役員は、常勤の職員は、役員の解任となることができない。

第二十九条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(役員の職務及び権限)

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

2 評議員の任期は、三年とする。

3 第二十条第一項ただし書及び第二項並びに第二十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

(業務)

第二十九条 基金は、第一号の目的を達成するため、次の業務を行なう。

2 評議員の任期は、三年とする。

3 第三十条 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これ

適しない非行があると認めるとときは、その役員を解任することができる。

第二十三条 役員(非常勤の者を除く。)は、當利を目的とする団体の従事してはならない。

(役員の兼職禁止)

第二十四条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

2 評議員は、常勤の職員は、理

事長は、常勤の職員は、理

2 評議員の任期は、三年とする。

3 第二十条第一項ただし書及び第二項並びに第二十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

(業務)

第二十九条 基金は、第一号の目的を達成するため、次の業務を行なう。

2 評議員の任期は、三年とする。

3 第三十条 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これ

(評議員)

る。

2 基金の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 犯人又は情を知つた第三者の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4 第四十六条 前条第一項又は第二項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

5 第四十七条 基金が、第四十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

6 第四十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

7 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

8 第四十九条 第十五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

9 第五十三条 第二項の規定によ

り反して資産を管理し、又は同条第二項の規定に違反して業務上

の余裕金を運用したとき。

10 第四十二条 第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出资者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

11 第四十九条 第十五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

12 第五十四条 第二項の規定により払込みを求められたときは、政府並びに出资の募集に応じた都道府県及び第七条に規定する者に対し、出資金の払込みを認めなければならない。

13 第五十五条 第二項の規定により払込みを求められたときは、政府並びに第七条に規定する者は、政府は第六条第一項の出資金の全額を、出資の募集に応じた都道府県及び第七条に規定する者は第六条第二項又は第七条の規定により引き受けた出資金の金額を、それぞれ、払い込まれなければならない。

14 第五十六条 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附づたとき。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(基金の設立)
第一条 農林大臣は、第十九条の例により、基金の理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

3 農林大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

4 第四十四条の規定は、第一項又は第三項の規定をしようとする場合に準用する。

5 第十四条第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

6 第二十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

7 第三十四条第一項の規定に違反して、財務諸表を出资者に送付しなかつたとき。

8 第三十七条第一項の規定によ

り反して資産を管理し、又は同条第二項の規定に違反して業務上

の余裕金を運用したとき。

9 第三十九条第二項の規定によ

り反して資産を管理し、又は同条第二項の規定に違反したとき。

10 第四十二条第一項の規定によ

り反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

11 第四十九条 第十五条の規定によ

り反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

12 第五十三条 第二項の規定によ

り反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

13 第五十四条 第二項の規定によ

り反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6 第五十五条の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合に準用する。

7 第四十四条の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合に準用する。

8 第五十六条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

9 第五十七条 第五号ノ九の次に次の二号を加える。

10 第五十五条第七号の一部を次のよう改訂する。

11 第五十九条第七号中「漁業協同組合整備基金」の下に、「魚価安定基金」を、「漁業協同組合整備促進法」の下に、「魚価安定基金法」を加える。

(登録税法の一部改正)
第十九条第七号中「漁業協同組合整備基金」の下に、「魚価安定基金」を、「漁業協同組合整備促進法」(明治三十二年五月五日法律第五十四号)の一部を次のよう改訂する。

12 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

13 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

14 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

15 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

16 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

17 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

18 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

19 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

20 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

21 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

22 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

23 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

24 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

25 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

26 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

27 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

28 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

29 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

30 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

31 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

32 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

33 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

34 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

35 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

36 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

37 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

38 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

39 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

40 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

41 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

42 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

43 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

44 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

45 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

46 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

47 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

48 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

49 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

50 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

51 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

52 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

53 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

54 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

55 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

56 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

57 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

58 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

59 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

60 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

61 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

62 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

63 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

64 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

65 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

66 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

67 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

68 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

69 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

70 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

71 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

72 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

73 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

74 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

75 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

76 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

77 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

78 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

79 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

80 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

81 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

82 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

83 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

84 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

85 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

86 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

87 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

88 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

89 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

90 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

91 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

92 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

93 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

94 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

95 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

96 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

97 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

98 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

99 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

100 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

101 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

102 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

103 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

104 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

105 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

106 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

107 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

108 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

109 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

110 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

111 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

112 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

113 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

114 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

115 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

116 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

117 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

118 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

119 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

120 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

121 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

122 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

123 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

124 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

125 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

126 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

127 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

128 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

129 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

130 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

131 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

132 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

133 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

134 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

135 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

136 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

137 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

138 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

139 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

140 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

141 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

142 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

143 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

144 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

145 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

146 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

147 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

148 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

149 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

150 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

151 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

152 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

153 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

154 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

155 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

156 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

157 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

158 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

159 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

160 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

161 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

162 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

163 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

164 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

165 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

166 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

167 第五十五条第七号の一部を次の二号を加える。

16

と。」の下に「次条第三号の三に掲げる事務を除く。」を加える。

第五条第三号の二の次に次の二号を加える。

三の三 角価安定基金の指導監督に関する事務を処理すること。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「魚価安定基金」を加える。

(漁業生産調整組合法案)

漁業生産調整組合法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 漁業生産調整組合
第一節 総則(第三条・第九条)

第二節 事業(第十条・第二十一条)
第三節 組合員(第二十二条)
第四節 設立(第三十条・第三十一条)
第五節 管理(第三十七条・第六十一条)
第六節 解散及び清算(第六十二条・第六十三条)
第七節 監督(第六十五条・第六十八条)
第三章 漁業生産活動の規制に関する命令(第六十九条・第七十八条)
第四章 雑則(第七十九条・第八十五条)
第五章 罰則(第八十六条・第九十六条)

附則 第一章 総則

第一条 この法律は、特定の漁業で、その漁業を営む者のうちに占める中小漁業者の数の割合がきわめて高く、かつ、その漁業の性質の水産動物を目的とするものについて、その漁業を営む中小漁業者等が自主的に漁業生産活動を調整する組織を設けることができるようになるとともに、その自主的な調整だけでは十分でないと認められる場合に国がこれを補完する措置を講ずることができるようにすることにより、その中小漁業者等の経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「指定漁業」とは、一定の海域において多獲性の水産動物の採捕を目的とする漁業で、次の各号の要件のすべてを備え、かつ、時期的に過度の漁獲が行なわれることによりしばしばその漁獲物の価格が著しく低下し、その結果その漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがあるものとして、政令で指定するものをいう。

一 その漁業を営む者の総数の三分の二以上が中小漁業者であることを。

二 その漁業に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者により行なわれていること。

2 この法律において「中小漁業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人

二 漁業を営む漁業協同組合

三 漁業生産組合

四 漁業を営む法人(前二号に掲げる者を除く。)で、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第一百七十八号)第二条第一項漁船の定義)に規定する漁船をいが千トン以下であるもの

第五章 第二章 漁業生産調整組合 第一節 総則

(法人格及び住所)

第三条 漁業生産調整組合(以下「組合」という。)は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(原則)

第四条 組合は、次の要件のすべてを備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができるること。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(名称)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行なうものとする。

一 組合員が行なう資格漁業に係る水産動物の採捕若しくはその採捕に係る水産動物の運搬に関する制限又はその採捕に係る水産動物の陸揚げに関する制限(次号の農林省令で定める事項を内容とするものを除く。)

二 前号に掲げる制限を実施した後においても、その資格漁業に係る指定漁業につき第二条第一

2 組合は、指定漁業ごとに一個とができるものとする。

3 指定漁業を営む者が設立することができるものとする。

4 組合は、指定漁業ごとに一個と

5 組合員は、その組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となるとともに、その組合員たる資格を有する者の三分の二以上が中小漁業者であり、かつ、組合員の三分の二以上が中小漁業者であるものでなければ、設立することができない。

6 組合員たる資格(以下「資格漁業」という。)を営む者とする。

7 組合員たる資格を有する者は、定款で定める漁船を使用して行なう指定漁業(以下「資格漁業」という。)を営む者とする。

8 組合員たる資格を有する者は、定款で定める漁船を使用して行なう指定漁業(以下「資格漁業」という。)を営む者とする。

9 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

10 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

11 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

12 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

13 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

14 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

15 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

16 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

17 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

18 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

19 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

20 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

21 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

22 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

23 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

24 組合員たる資格を有する者は、登記をしなければならない。

項の規定による指定をする根拠となつた同項の事態(時期的に過度の漁獲が行なわれることに

よりしばしばその漁獲物の価格が著しく低落し、その結果その漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態)といふ。

以下「第二条第一項の事態」といふ。

2 この法律における事態を克服するための措置を講ずること。

3 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

4 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

5 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

6 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

7 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

8 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

9 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

10 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

11 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

12 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

13 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

14 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

15 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

16 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

17 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

18 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

19 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

20 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

21 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

22 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

23 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

24 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

25 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

26 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

27 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

28 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

29 組合は、組合員のため、第二条第一項の事態を克服するために組合員に対する情報提供する事業を行なうことができる。

(脱退)

第二十八条 組合員は、三十日前までに予告して脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

第二十九条 組合員は、次の原因によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるなければならない。

1 調整規程に違反し、その他組合の目的の遂行に反する行為をした組合員

2 経費の支払いその他組合に対する義務を怠つた組合員

3 その他定款で定める事項に該当する組合員

第四節 設立

(発起人)

第三十条 組合を設立するには、その組合員にならうとする十人以上の中小漁業者が発起人となることを要する。

(創立総会)

(設立の認可)

第三十一条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

2 前項の公告は、会議開催日の二週間前にしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に對して設立の同意を申し出たものの三分の一以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第二十二条並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「漁業生産調整組合法第三十一条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発

起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「漁業生産調整組合法第三十五条」と読み替えるものとする。

第三十二条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

第三十三条 発起人は、前項の認可が次の各号に適合していると認められるときは、同項の認可をしなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請が次に掲げる組合員に適合していると認められるときは、同項の認可をしなければならない。

3 第七条の要件を備えていること。

4 第六条第一項の要件を備えており、かつ、当該指定漁業について組合が設立されていないこと。

5 第七条の要件を備えており、かつ、当該指定漁業について組合員の加入及び脱退に関する規定

6 経費の分担に関する規定

7 役員の定数及びその選挙に関する規定

8 事業年度

9 公告の方法

10 (規約)

第三十八条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

11 総会又は総代会に関する規定

12 業務の執行及び会計に関する規定

13 (成立の時期)

第三十九条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(成立の届出)

第三十条 組合は、設立の登記をすることによって成立する。

(役員)

第三十一条 組合は、設立の登記をして、規約で定めることによって、規約で定めることができる。

12 総会又は総代会に関する規定

二週間に内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

(商法の準用)

第三十六条 組合の設立について監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選舉する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選舉する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員(法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む)でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員になるうとする者(法人を除き、組合員になるうとする法人の業務を執行する役員を含む)でなければならぬ。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

6 役員の選挙は、無記名投票によつて行なう。

7 投票は、一人につき一票とする。

8 役員は、第三項の規定にかかるらず、定款で定めるところによつて、規約で定めることによって選任することができる。

(役員の変更の届出)

第四十条 組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その

変更の日から二週間に内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

(役員の任期)

第四十一条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とす

事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選舉する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選舉する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員(法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む)でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員になるうとする者(法人を除き、組合員になるうとする法人の業務を執行する役員を含む)でなければならぬ。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

6 役員の選挙は、無記名投票によつて行なう。

7 投票は、一人につき一票とする。

8 役員は、第三項の規定にかかるらず、定款で定めるところによつて、規約で定めることによって選任することができる。

(役員の変更の届出)

第四十条 組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その

変更の日から二週間に内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

(役員の任期)

第四十一条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とす

る。
2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)

第四十二条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

第四十三条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすことができる。

(監事の兼職禁止)

第四十四条 監事は、理事又は組合の使用者と兼ねてはならない。

(理事の自己契約)

第四十五条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合に民法(明治二十九年法律第十九号)第百八条(自己契約)の規定を適用しない。

(理事の責任)

第四十六条 理事がその任務を怠ったときは、その理事は、組合に対し連帶して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意とは重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帶して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第四十八条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 第一項の理事の責任について
は、商法第二百六十六条第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。
〔定款その他の書類の備付け及び閲覧等〕

第四十七条 理事は、定款、規約、調整規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

〔決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等〕

第四十八条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これららの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならぬ。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正

当な理由がないのにこれを拒んではならない。

〔商法等の準用〕

第五十一条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項の規定を準用する。

(会計帳簿等の閲覧等)

第四十九条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれをお断りする。

〔取締役と会社との関係〕

第五十条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

〔代表権の委任〕

並びに商法第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴及)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(役員の解任)

〔代表権の委任〕並びに商法第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百六十一條から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監査役については、第四十六条並びに商法第二百七十四条(報告を認め調査をする権限)及び第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会に

ついて、同時にしなければならない。ただし、法令、定款、規約又は調整規程の違反を理由として解任を請求するときは、この限りでない。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、定款、規約又は調整規程の違反を理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事会に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面の写

を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

〔総会の招集〕

第五十二条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一定

回招集しなければならない。

第五十三条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができます。

2 組合員が総組合員の五分の一以上に同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第五十四条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に理事が総会の招集の手続をしないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときは、同様とする。

〔総会の招集の手続〕

第五十五条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

〔通知又は催告〕

第五十六条 組合が組合員に對してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所)に組合に通知したときは、その場所にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

〔総会の議決事項〕

第五十七条 次の事項は、総会の議

決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 每事業年度の収支予算及び事

業計画の設定又は変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 第二十四条の負担金の負担及

び徴収の方法

六 その他定款で定める事項

2 定款の変更是、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第三十

二条第二項の規定を準用する。

(総会の議事)

第五十八条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第五十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(特別の議決)第五十九条 次の事項は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

1 定款の変更
2 組合の解散
3 組合員の除名

(商法の準用)

第六十条 総会については、商法第

二百三十一条(総会の招集の決

定)、第二百三十九条第五項、第

二百四十四条(特別利害関係

人の議決権)、第二百四十三条(總

会の延期又は続行の決議)、第二

百四十四条(總会の議事録)、第

二百四十七条から三百五十条ま

で、第三百五十二条及び第二百五

十三条规定の取消し又は無効の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条とあるのは「他人の組合員」と、同法第四百三十二条とあるのは「三人」と読み替えるものとする。

(總会の議事)

中「第二百三十二条」とあるのは「漁業生産調整組合法第五十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「漁業生産調整組合法第五十九条」と読み替えるものとする。

(総代会)

第六十一条 組合員の総数が二百人をこえる組合は、定款で定めるところにより、總会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所、資格漁業に係る規模等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人をこえる組合にあつては、百人)を下つてはならない。

4 総代の選挙については、第三十

五条第六項及び第七項の規定を準用する。総代の任期は、三年以内においては、理事が、その清算人となる。

6 総代会については、總会に関する規定を準用する。この場合において、第二十二条第二項後段中

「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他人の組合員」と、同法第四百三十二条とあるのは「三人」と読み替えるものとする。

(組合員の選任)

第七節 解散及び清算

(解散の原因)

第六十二条 組合は、次の原因によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の破産

三 定款で定める存立時期の満了

四 第六十七条第一項の規定による解散の命令

五 組合の資格漁業に係る指定漁業についての第二条第一項の規定による指定の廃止又は変更

(政令で定める軽微な変更を除く。)

2 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 組合は、第一項第三号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第六十三条 組合が解散したとき

は、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。

ただし、總会において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第六十四条 組合の解散及び清算について、商法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「漁業生産調整組合法第六十四条第二項」に於て準用する。

7 総代会においては、前項の規定にかかるわらず、総代の選挙(補欠選挙を除く。)をし、又は組合の解散の議決をすることができない。

(組合員の監督)

第六十五条 組合員は、その組合の業務又は会計が法令、定款、規約又は調整規程に違反するときには、農林大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(必要措置命令)

第六十六条 農林大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要

において準用する場合を含む。)中と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「漁業生産調整組合法第六十四条第二項」に於て準用する。

第二百四十七条から三百六十条まで(取締役会の議事録及び会社代表者(取締役)と会社との関係)、第二百四十八条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十五条第二項(取締役の義務)、第二百五十八条から第二百五十九条ノ三まで(欠員の場合の処置及び取締役会の招集)、第二百六十条ノ三から第二百六十二条ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表者(取締役)の議事録及び会社代表者(取締役)に対する訴訟)、第二百七十二条(株主の差止請求権)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十八条第二項(同法第二百六十一条第三項

な措置を採るべきことを命ずることができる。

(解散命令)

第六十七条 農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一 第四条又は第七条の要件を全く至つたと認められるとき。

二 前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三 組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなったと認められるとき。

2 農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えるなければならない。

(決算関係書類の提出)

第六十八条 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

(漁業生産活動の規制に関する命令)

第六十九条 農林大臣は、調整規程を定めて調整事業を行なつてゐる組合の組合員たる資格を有する者で組合に加入していないものの当該資格漁業に係る漁業生産活動がその資格漁業に係る第二条第一項の事態の克服を阻害しており、又

な措置を採るべきことを命ずることができる。

はその組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る漁業生産活動を自主的に調整することによつてはその資格漁業に係る第二条第一項の事態を克服することができる。若しくはその方法によつてはその事態を克服するのに適当でないと認められる場合において、このような状態が継続することは、その組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参考して、当該資格漁業に係る第十条第一項第一号に掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

(命令の決定及び形式)

第七十条 前条の規定による命令は、当該組合が総会の議決を経て、農林大臣に申し出た場合でなければ、することができない。

2 農林大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、前条の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

(漁業生産活動の規制に関する命令)

第六十九条 農林大臣は、調整規程を定めて調整事業を行なつてゐる組合の組合員たる資格を有する者で組合に加入していないものの当該資格漁業に係る漁業生産活動がその資格漁業に係る第二条第一項の事態の克服を阻害しており、又

るときは、聽聞を行ない、広く一般の意見をきかなければならぬ。

(調整規程の変更命令)

第七十二条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をしようとするときは、又はその命令をした後に

おいて、特に必要があると認めるときは、その命令に係る組合に対し、期間を定めてその調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

(命令の変更又は取消し)

第七十三条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をした後において、同条の規定によりその命令をする要件となつた事実が变更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(事務の処理)

第七十四条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るために必要なと認めるときは、政令で定めるところによつて、その命令に係る事務の一部は、その命令に係る組合が処理すべきである。

2 第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて農林大臣に不服の申立てをすることができる。

(不服の申立て)

第七十五条 第六十九条の規定による命令に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて農林大臣に不服の申立てをすることができる。

2 次条第三項の規定による請求があるがつた後一月を経過したとき。(同条第三項の規定による請求に応じ農林大臣が第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む)の規定による処分をした場合を除く。)

2 次条第三項の規定による請求が調整規程又は組合協約の定めの一部について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程又は組合協約の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には適用しない。

(公正取引委員会との関係)

第八十条 農林大臣は、第十一條若しくは第二十一条第一項の認可をしようとするとき、又は第六十九条の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 農林大臣は、第十三條(第二十一条第三項において準用する場合

を含む。)又は第七十二条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、組合が第十一条の認可を受けた調整規程の内容が第十二条各号に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第二十一条第一項の認可を受けた組合協約の内容が同条第二项各号に適合するものでなくつたと認めるときは、農林大臣に対し、第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(中央漁業調整審議会への諮問)

第八十一条 農林大臣は、第二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第六十九条の規定による命令をしようとするときは、中央漁業調整審議会に諮問しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、この法律の施行に関する重要事項について、中央漁業調整審議会の意見をきくことができるのである。

(関係都道府県知事の意見の聴取)

第八十二条 農林大臣は、第十二条

若しくは第二十一条第一項の認可

第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分又は第六十九条の規定による命令をしようとする場

合において、その認可若しくは処

組合が第二十一条第一項の認可を受ける組合協約の内容が同条第二项各号に適合するものでなくつたと認めるときは、農林大臣に対し、第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

3 公正取引委員会は、組合が第十一条の認可を受けた調整規程の内容が第十二条各号に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第二十一条第一項の認可を受ける組合協約の内容が同条第二项各号に適合するものでなくつたと認めるときは、農林大臣に対し、第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(報告の徵収)

第八十三条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、組合の組合員たる資格を有する者又は第十九条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者で同項の規定による申出を受けたものに対し、その業務又は会計の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第八十四条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の組合員たる資格を有する者の漁船、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは会計の状況又は漁具、漁ろう装置その他設備、漁船若しくは漁獲物を検査させることができるのである。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができるのである。

3 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のため認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第八十五条 この法律の規定により

農林大臣の権限に属する事項は、

政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせる

ことができる。

第五章 罰則

第八十六条 第七十四条の規定によ

り第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員でその事務に従事するものが、その職務に關し、わいろを取

受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第八十七条 前条に規定する役員又は職員にならうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けたわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条に規定する役員又は職員となつた場合において、三年以下の懲役に処する。

第八十八条 前条に規定する役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けた職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、わいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第八十九条 前二条の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十条 第七十七条の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第九十一条 第六十九条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十二条 第十一条の認可を受けないで調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項の規定に違反した者

二 第十四条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第六十五条第二項又は第八十

四 第一条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第三十一条第六項若しくは第六十条第四項の規定に違反したとき。

六 第二十九条第二項後段又は第五十条第四項の規定に違反したとき。

七 第三十二条第六項若しくは第六十四条において準用する商法第二百四十四条、第五十一条若しくは第六十四条において準用する商法第二百六十条ノ三又は第六十四条において準用する商法第三百四十九条の規定に違反して譲事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第三十五条、第四十条又は第六十二条第三項の規定に違反したとき。

九 第三十九条第五項の規定に違反したとき。

又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第九十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合の発起人、役員又は清算人は、一円以下万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二 第九条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第二十六条の規定に違反したとき。

四 第二十九条第二項後段又は第五十条第四項の規定に違反したとき。

五 第三十二条第六項若しくは第六十条において準用する商法第三百四十四条、第五十一条若しくは第六十四条において準用する商法第二百六十条ノ三又は第六十四条において準用する商法第三百四十九条の規定に違反して譲事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十五条、第四十条又は第六十二条第三項の規定に違反したとき。

きたが、これが全面統制撤廃となると、農村は弱肉強食の様相を呈し、貧富の格差は益々大きくなり、せつかく芽ばえつある農業近代化に大きな痛撃を与える結果となるから、米穀の統制撤廃には反対であるとの請願。

第五二二号 昭和三十六年二月十日
受理

農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 高知県高岡郡越知町越知町農業共済組合長

光原信喜

紹介議員 坂本昭君

農業災害補償制度の改正にあたつては、昭和三十六年度から実施することと認め、(一)損害のてん補は実災害をして、(二)基幹事務費は、全額国庫負担とし、農家負担を軽減すること、(三)市町村組合の共済責任を拡大して、その自主性を確立し、基準収量の設定、損害評価等、事業運営の問題点を改善すると共に、損害防止体制を強化できることと等の実現を期すこと。また、農業共済団体職員の給与の改善及び身分の安定を図り、事務執行体制の強化、並びに、建物共済事業については、その特色を発揮、推進し、再保險措置を確立してその発展を図られる等善処せられたいとの請願。

第五二三号 昭和三十六年二月十日
受理
農業災害補償制度改正等に関する請願
(二通)
請願者 高知県土佐市高岡町乙
三、五十九ノ一土佐市

第五四〇号 昭和三十六年二月十日
受理
農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 札幌市北四西一北海道農業共済組合連合会会長
官北三七郎
紹介議員 東隆君
農業災害補償制度の改正については、政府は農業災害補償制度協議会を設置して検討を続けておられるが、本制度の改正にあたつては経験者である農業共済団体の意見を十分に尊重し、農家の期待にこたえて発展性ある制度をすみやかに実現するため、(一)当然加入を基盤とする市町村の共済責任を拡大してその自主性を確立し、基準反収の設定損害評価等事業運営の問題点を改善するとともに、基幹事務費は全額国庫負担として農家負担を軽減し、かかる実施すること、(二)職員の待遇改善、身分安定等業務執行体制を強化すること、(三)烟作共済制度の法制化を促進すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第五九二号 昭和三十六年二月十五日
日受理
農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 熊本県飽託郡飽田村八分子飽田村農業共済組合長
工藤進外九名
紹介議員 矢嶋三義君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第五七四号 昭和三十六年二月十四日
日受理
魚価安定対策拡大強化促進に関する請願
請願者 福島県磐城市栄町五福
島県旋網漁業協同組合長
野崎貞行外五名
紹介議員 藤野繁雄君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第五四五号 昭和三十六年二月十日
受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(百四十四通)
請願者 福岡市東部農業共済組合長
藤野親次郎外百四十三名
紹介議員 野田俊作君
最近における農業技術の急速な進歩、農業災害発生態様の大変な変化により、現行農業災害補償制度の内包する困難と矛盾が顕現し、これをつく農民の声は日ごとに高まり、ここ数年来、

第五七六号 昭和三十六年二月十四日
日受理
漁船損害補償制度改正に関する請願
請願者 福島県磐城市栄町五福
島県旋網漁業協同組合長
野崎貞行外五名
紹介議員 藤野繁雄君
まき網漁業は經營の合理化に伴い、逐次漁船漁具が近代化され、かつ大型化法の即時実施を図られ、漁獲物の保藏、処理加工施設の拡充助成及び流通小漁業の経済安定促進のため魚価安定対策を拡大適用せられると共に、中大衆魚に対する魚価安定方策が具現し、さんま、いかにあつては流通の調整並びに改善の道がひらかれ次第に成果を収めていることは喜ばしいことであるが、まき網漁業によるこの種魚類の域を脱し得ぬ実情にあるから、これら大衆魚をも同一扱いとするよう魚価の恩恵に沿するに至らず、依然不況のままの現状に陥る。しかし、まき網漁業界の多年の要望であつた多獲性の實現を図るために、(一)漁業の全額まで拡張すること、(二)漁業者の負担能力を考え、共済掛金の分納を認め、かつ限度額を引き上げると共に、対象漁具種類を拡大するなど積極的な運営措置を講ずること、(三)漁業者の負担能力を考え、共済掛金の分納を認めること等の実現を図られたいとの請願。

成立の指定地区を漁業協同組合の地区とし、業種別漁業協同組合も又この対照とするとともに、同一地区内に二以上の組合がへい立されている場合は、特例を設け单一組合だけでもその成立を認めること、(二)義務加入船に対する国庫補助の対象保険金額を保険補額と同額まで増額すること、(三)現行普通保険期間は一年となつてゐるが、就漁期間のみを対象とした短期の保険も新設すること、(四)漁具保険の分損担保を認め、かつ漁船と切り放し単独扱いとすること等についてすみやかに關係法規を改正せらるたいとの請願。

第六〇〇号 昭和三十六年二月十六日受理

木炭原本用に国有林材払下げの請願

請願者 宮崎県南那珂郡北郷町

木炭生産組合内 上野

紹介議員 平島 敏夫君

請願者は、宮崎県南那珂郡北郷町に所在する木炭生産者をもつて組織する北郷町木炭生産組合員であるが、従来は製材業者並びに木材業者の用材採集残木にて製炭を続けてきたのであるが、最近広葉樹がバルブ、チップ材として競争入札されるため、木炭原本が入手困難となり、百世帯の製炭者のうち八十かまは休業し、現在二十かまがほそぼそと製炭に従事しているありさまで、四方広葉樹に用まれていながら、その恩恵に浴せず困難な生活を余儀なくされている実情であるから、本町所在の国有林(一万三千余町歩)から木炭原本の保続的払い下げを受けられるよう特別の配慮を講ぜられたいとの請願。